

議案第 77 号

狭山市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

狭山市社会教育委員設置条例（昭和 29 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 社会教育委員は、次に掲げる者のうちから、狭山市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公募により選出された者

附 則

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の狭山市社会教育委員設置条例の規定により社会教育委員に委嘱されている者（以下「旧委員」という。）は、この条例の施行の日
に改正後の狭山市社会教育委員設置条例の規定により委嘱された社会教育委員とみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

平成 25 年 11 月 27 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めたいので、この案を提出するものである。